

201132064A

平成23年度厚生労働科学研究費補助金  
(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)

薬物乱用・依存等の実態把握と  
薬物依存症者に関する制度的社會資源の  
現状と課題に関する  
研究

(H23-医薬-一般-014)

研究報告書

(総括研究報告書+分担研究報告書)

---

平成24年(2012年)3月

研究代表者：和田 清

## 目 次

I. 総括研究報告書	和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	1
II. 分担研究報告書		
II-1. 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究		
1-1：薬物使用に関する全国住民調査(2011年)	和田 清（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	15
1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査	松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	97
1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究	庄司正実（目白大学 人間学部）	107
1-4：監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究	福永龍繁（東京都監察医務院）	119
1-5：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究	嶋根卓也（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	127
II-2. 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究		
2-1：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて－	山口みほ（日本福祉大学社会福祉学部）	135
2-2：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究	宮永 耕（東海大学 健康科学部社会福祉学科）	151
2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究	近藤あゆみ（新潟医療福祉大学 社会福祉学部社会福祉学科）	163
2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究	松本俊彦（国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所）	185
III：研究成果の刊行に関する一覧表		199
IV：研究成果の刊行物・別刷り		別添

# 總 括 研 究 報 告 書

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)  
総括研究報告書

薬物乱用・依存等の実態把握と薬物依存症者に関する制度的社會資源の  
現状と課題に関する研究  
(H23-医薬-一般-014)

研究代表者 和田 清 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部長

**研究要旨** 薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するため、薬物乱用・依存等の実態把握のための各種調査を実施し、あわせて、再乱用防止のために、薬物依存症者に関する制度的社會資源の現状と課題についての研究と、再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究を行った。

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】

■研究1-1：薬物使用に関する全国住民調査（2011年）：わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法（調査地点数：350）により選ばれた全国の15歳以上64歳以下の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。調査期間は2011年9月15日～9月25日である。回収数及び有効回答数は、3,148（63.0%）及び3,127であった。【飲酒】① 1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で88.9%、女性で81.9%、全体で85.3%であった。（以上、補正值）。【喫煙】① 1年経験率は、男性で43.4%、女性で16.2%、全体で29.3%であった。この1年経験率は過去最低の記録であった。（以上、補正值）。② 年代別に見た生涯経験率、1年経験率共に、10歳代、20歳代（特に20歳代）での経年的減少傾向が顕著であった。【医薬品】① 常備薬としての常備頻度は、①風邪薬67.4%、②胃腸薬55.7%、③目薬54.4%、④湿布薬54.2%、⑤鎮痛薬45.4%の順に頻度が高かった。② この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬63.8%、②鎮痛薬58.6%、③目薬50.0%、④湿布薬43.7%、⑤胃腸薬40.4%の順で頻度が高かった。③ 鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で58.6%、精神安定薬で5.6%、睡眠薬で5.6%であった（補正值）。④ 鎇痛薬、精神安定薬、睡眠薬の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかったが、今後もモニタリングが必要である。【違法薬物】① 生涯被誘惑率（これまでに1回でも誘われたことのある者の率）は、有機溶剤で2.9%、大麻で2.0%、覚せい剤で0.9%、コカイン：0.2、MDMA：0.2、ヘロイン：0.2%の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.6%であり、有機溶剤を除いたいのいずれかの生涯被誘惑率は2.8%であった。経年的にはすべての薬物において2009年調査よりは減少していた。② 1年被誘惑率（この1年間で1回でも誘われたことのある者の率）は、従来通り値が低すぎて、評価できなかつた。③ 生涯経験率（これまでに1回でも乱用したことのある者の率）は、有機溶剤で1.6%、大麻で1.2%、覚せい剤で0.4%、MDAMで0.1%であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.7で、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物の生涯経験率は1.5であった。2009年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。生涯経験率のピークは30歳代と50歳代との2峰性であったが、有機溶剤は両年代で高いものの、50歳代では大麻は高くはなく、年代による使用経験薬物の違いが示唆された。30歳代では、有機溶剤で2.4%、大麻で2.0%、覚せい剤で0.9%、MDMAで0.6%であり、何らかの薬物では4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では2.47%であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。④ 1年経験率（この1年間に1回でも乱用したことのある者の率）は、値が小さ過ぎ、すべての薬物について統計誤差内であった。⑤ 薬物の呼称の周知度は年代とともに変わっていた。薬物乱用防止教

育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。⑥ 違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤のみが入手可能群が入手不可能群を上回っていた（生データ）。この入手可能性を年代的に見ると、30歳代では大麻を除くすべての薬物についての入手可能性が上昇しており、30歳代での生涯使用率の高さをも考えると、30歳代が今日的ハイリスク年代の可能性がある。⑦ わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、遵法精神の高さがあると思われるが、本年度の調査でも、その傾向は保たれていた。⑧ 違法薬物乱用防止の教育・啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であるとともに、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。

■研究 1-2：全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査：2010年実施の全国精神科病院調査の結果から、乱用・依存の危険の高いベンゾジアゼピン系薬剤の同定を試みた。その結果、triazolam、zolpidem、lormetazepamが候補に挙がったが、対象群の取り方により結果が左右される面もあり、今後のさらなる調査が必要である。

■研究 1-3：全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究：全国児童自立支援施設調査では、入所児童における乱用薬物は、現在、大麻・ブタン・医薬品が相対的に多くなっており、以前よく見られた有機溶剤および覚せい剤は少なくなっていた。

■研究 1-4：監察医務院における異状死の検案・解剖結果からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究：2002～2011年（平成14～23年）の10年間で、覚せい剤等は年間30件前後の検出で一定していたが、医薬品等が10年前より339件増加し、1,605件であった。医薬品等の年間の平均検出数は睡眠導入剤240件、抗てんかん剤54件、精神神経用剤260件であった。乱用濫用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

■研究 1-5：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究：以下が指摘された。

- ① 購入時に症状や使用目的を確認する薬剤師の「声かけ」は、大量・頻回購入の抑止力となる可能性がある。
- ② 現在、努力義務とされている「指定第2類医薬品」の対面販売を義務化することで、薬剤師が大量・頻回購入者に積極的に関わる可能性がある。
- ③ OTC薬の大量・頻回購入時に、薬物乱用・依存のリスクや相談援助機関の情報が記載されたリーフレットを配布することで薬物乱用防止につながるかもしれない。
- ④ 薬剤師（特にチェーンドラッグストア勤務薬剤師）向けのOTC薬の乱用・依存に関する研修が必要である。

【結論】以上より、乱用薬物から見たわが国の薬物乱用状況は、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化していることには変わりはない。特に、この数年では医薬品の乱用・依存が相対的に目立ってきており、その実態把握と対策が必要である。

## 【研究2 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究】

■研究 2-1：薬物依存症者と家族の社会資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて－：身体・知的障害者に比べ、精神障害者の活用可能な社会生活支援に活用し得る制度的・社会資源はそもそも少ない現状にあるが、それらの利用前提として精神障害者福祉手帳の取得が前提となり、手帳の取得が困難な薬物依存症者にとっては、実質的に利用できる社会資源はますます限定されること、および、各市のサービスは種類・対象者の範囲・内容等に格差があることが判明した。

■研究 2-2：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究：障害者自立支援法への移行は、今年度末を一つの期限として進められてきているが、それに併せて、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態も変化してきた。ただし、ダルクというものの本質が自立支援制度内での運営形態にそもそも添うものかどうかという本質的問題がある。薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予制度」の導入は、ダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性をもつてい

る。ダルク施設の増加が続く中で、スタッフはより多くの社会資源や制度と関わる事が不可避となっており、実務上必要な援助技術や制度等に関する知識についての研修機会が求められている。■研究 2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究：平成 22 年度に作成した 4 種類の家族心理教育プログラムを家族会参加者に実施し、その理解度及び有効性等を検討したが、主観的理解度は約 9 割と高く、その有効性評価も約 9 割と高いことが判明した。■研究 2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究：自習用ワークブック『SMARPP-Jr.』の臨床応用の一環として、薬物乱用問題を持つ成人女性の刑事施設被収容者に対して自習ワークブックと教育プログラムを実施し、その効果判定を行ったが、男性のような明確な効果は認められなかった。女性の場合には、併存する精神医学的問題やトラウマ関連問題を抱える薬物乱用者が少なくなく、薬物問題の重症度だけでは分類しきれない、不均質な集団である可能性が高いと考えられる。【結論】再乱用防止には、薬物依存症に対する「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みが不可欠であるが、利用可能な制度的・社会資源を増やす必要がある。同時に、本研究で開発した家族心理教育プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止 5 カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

#### 研究分担者

和田 清	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 部長
嶋根卓也	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 研究員
松本俊彦	国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部 室長
庄司正実	目白大学 人間社会学部 教授
福永龍繁	東京都監察医務院 院長
宮永 耕	東海大学 健康科学部 社会福祉学科 准教授
山口みほ	日本福祉大学 社会福祉学部 准教授
近藤あゆみ	新潟医療福祉大学社会福祉学部 社会福祉学科 准教授

#### A. 研究目的

現在、我が国は未だ第三次覚せい剤乱用期にある。この間、薬物乱用対策推進本部により「薬物乱用防止 5 カ年戦略」（平成 10 年 5 月）、「薬物乱用防止新五カ年戦略」（平成 15 年 7 月）、「第三次薬物乱用防止五カ年戦略」（平成 20 年 8 月）が策定され、その後、平成 22 年 7 月には「薬物乱用防止戦略加速化プラン」も打ち出されて今日に

至っているが、1995 年に始まる第三次覚せい剤乱用期も、既に 15 年以上が経っており、薬物乱用・依存に関する国内状況は大きく変わりつつある。

第三次覚せい剤乱用期は、当初は一部の外国人による新たな密売方法の出現、違法薬物の入手可能性の高まり、乱用の若年層までへの拡大等が始まった。しかし、その後（特にこの数年間）は、「脱法ドラッグ」、リタリンに代表される医薬品の乱用・依存、大麻汚染の拡大等に代表されるよう、「捕まる薬物から捕まらない薬物へのシフト」であり、「有機溶剤優位型」という我が国独自型から、大麻優位型という欧米型への変化として捉えることができる（和田 清ら：薬物乱用・依存の今日的状況と政策的課題. 日本アルコール・薬物医学雑誌 43:120-131, 2008）。

これらの状況変化は、依存性薬物乱用・依存の実態把握の必要性と、その実態に見合った対策立案の必要性を益々高めるものである。

薬物乱用・依存の実態把握は違法行為の掘り起し的性質があり、困難を極める。2011 年度～2012 年度の本研究では、薬物乱用・依存等の実態把握に関する調査研究を質の異なる複数対象群に対して、多方面からの実態調査を実施し、総合的な現状把握を試みる。対象・調査法は次の通りである。①わが国全体での薬物乱用・依存状況を把握するための全国住民調査（層化二段無作為抽出調査）、②薬物乱用開始最頻年齢層である中学生に対する全国調査（層別一段集落抽出調査）、③薬物依存・精神病に陥った患者を対象とした全国

精神科医療施設調査（2ヶ月間の全数調査）、④ハイリスクグループである全国の児童自立支援施設入所者調査（全数調査）、⑤生物学的マーカーを使用した乱用実態調査の一つとしての監察医務院での調査、⑥薬剤師を情報源とした医薬品乱用の実態調査である。

これらにより、わが国の薬物乱用・依存の実態を多面的に把握でき、乱用防止対策並びに薬物依存者対策立案・遂行の際の基礎資料に供することができると考えている。ただし、費用効率と調査される側の各種負担を考慮し、2011年度は①薬物使用に関する全国住民調査に重点をおき、②～⑥に関しては2012年の本調査に向けての準備研究とした。

また、覚せい剤事犯検挙者の再犯率が59.1%（2010年）と高いように、薬物依存からの「回復」は困難を極める。欧米では「治療共同体」が薬物依存症治療の主役を担っているが、このような社会資源はわが国には存在せず、DARC（ダルク）を中心とする民間回復支援施設があるのみである。このような再乱用防止面での著しい立ち後れの原因として、当研究者らは、これまでの厚生労働科学研究の成果として、薬物依存症に対する「司法モデル」一辺倒的対応の限界と、「医療モデル」「福祉モデル」としての制度的社会資源の不足・欠落を指摘してきた。

そこで、今回の2年間での研究では、現行の保健・社会福祉制度等、制度的社会資源の運用実態とその問題点の明確化を図るとともに、分担研究者らが開発した司法関連施設での少年用薬物乱用防止教育ツールの介入効果判定と薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの有効性評価を行うことにした。

## B. 各分担研究の目的、方法、及び結果

### ■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

#### 研究1-1：飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査（2011年）

通称：薬物使用に関する全国住民調査（2011年）

研究分担者 和田 清

国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部長

わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法（調査地点数：350）により選ばれた全国の15歳以上64歳以下の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。調査期間は2011年9月15日～9月25日である。回収数及び有効回答数は、3,148（63.0%）及び3,127であった。

【飲酒】① 生涯経験率（これまでに1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で95.2%（2009年調査では95.1%。以下同じ。）、女性で94.6%（94.3%）全体で94.9%（94.7%）であった。（以上、補正值）。② 1年経験率（この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率）は、男性で88.9%（88.5%）、女性で81.9%（79.2%）、全体で85.3%（83.7%）であった。（以上、補正值）。③ 飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。

【喫煙】① 生涯経験率は、男性で81.3%（83.0%）、女性で50.2%（50.1%）、全体で65.2%（66.1%）であった。（以上、補正值）。② 1年経験率は、男性で43.4%（48.9%）、女性で16.2%（16.4%）、全体で29.3%（32.2%）であった。この1年経験率は過去最低の記録であった。（以上、補正值）。③ 年代別に見た生涯経験率、1年経験率共に、10歳代、20歳代（特に20歳代）での経年的減少傾向が顕著であった。

【医薬品】① 常備薬としての常備頻度は、①風邪薬67.4%、②胃腸薬55.7%、③目薬54.4%、④湿布薬54.2%、⑤鎮痛薬45.4%の順に頻度が高かった。② この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬63.8%（64.7%）、②鎮痛薬58.6%（58.2%）、③目薬50.0%（53.3%）、④湿布薬43.7%（43.3%）、⑤胃腸薬40.4%（43.0%）の順で頻度が高かった。③ 鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で58.6%（58.1%）、精神安定薬で5.6%（7.1%）、睡眠薬で5.6%（6.5%）であった（補正值）。④ 鎇痛薬、精神安定薬、睡眠薬の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかったが、

今後もモニタリングが必要である。

【違法薬物】① 生涯被誘惑率（これまでに1回でも誘われたことのある者の率）は、有機溶剤で2.9%(3.6%)、大麻で2.0%(2.8%)、覚せい剤で0.9%(1.2%)、コカイン:0.2(0.4%)、MDMA:0.2(0.6%)、ヘロイン:0.2%(0.1%)の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.6%(6.4%)であり、有機溶剤を除いたいいずれかの生涯被誘惑率は2.8%(4.1%)であった。経年的にはすべての薬物において2009年調査よりは減少していた。② 1年被誘惑率（この1年間で1回でも誘われたことのある者の率）は、従来通り値が低すぎて、評価できなかつた。③ 生涯経験率（これまでに1回でも乱用したことのある者の率）は、有機溶剤で1.6%(1.9%)、大麻で1.2%(1.4%)、覚せい剤で0.4%(0.3%)、MDAMで0.1%(0.2%)であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.7(2.9%)で、有機溶剤を除いたいいずれかの薬物の生涯経験率は1.5(1.7%)であった。2009年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。生涯経験率のピークは30歳代と50歳代との2峰性であったが、有機溶剤は両年代で高いものの、50歳代では大麻は高くはなく、年代による使用経験薬物の違いが示唆された。30歳代では、有機溶剤で2.4%、大麻で2.0%、覚せい剤で0.9%、MDMAで0.6%であり、何らかの薬物では4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では2.47%であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。④ 1年経験率（この1年間に1回でも乱用したことのある者の率）は、値が小さ過ぎ、すべての薬物について統計誤差内であった。⑤ 「覚せい剤」の周知度は90%と高かった。以下、「シャブ」>「スピード」>「ピロポン」>「エス」と続くが、「スピード」は20~30歳代で知られており、「エス」は10~30歳代で知られているのに対して、「ヒロポン」は年代が高いほど知っているというように、呼称の周知度は年代とともに変わっていた。薬物乱用防止教育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。また、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題のマスメディアでの報

道の影響と思われるが、その周知度が2009年調査で急上昇した「大麻」「MDMA」の周知度は、それぞれ、93%、47%と2009年の周知度を維持していた。⑥ 違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤のみが入手可能群（「簡単に手に入る」+「少々苦労するが、なんとか手に入る」）が入手不可能群（「ほとんど不可能」+「絶対不可能」）を上回っていた（生データ）。この結果は従来通りであった。この入手可能性を年代的に見ると、30歳代を除くすべての年代で、すべての薬物について、その入手可能性が低下していたにも関わらず、30歳代では大麻を除くすべての薬物についての入手可能性が上昇しており、30歳代での生涯使用率の高さをも考えると、30歳代が今日的ハイリスク年代の可能性がある。⑦ わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、遵法精神の高さがあると思われるが、本年度の調査でも、その傾向は保たれていた。2009年調査で危惧された、10歳~20歳代における遵法精神の低下については、今回の調査では、この年代で最も高まる方向に変化していた。⑧ 違法薬物乱用防止の教育・啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事实上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。

【結論】2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題の報道により、薬物乱用・依存問題に対する世論の関心が高まり、2009年調査では回収率が上昇すると共に、大麻、MDMAの周知度が急上昇したが、今回の2011年調査では、回収率の維持ができたとともに、これらマスメディア報道の影響が未だに影響を及ぼしている可能性を示唆する結果が多々見られる結果であった。ただし、2009年調査に比べて、生涯被誘惑率はすべての薬物で減少しており、生涯経験率も覚せい剤、MDMA以外の薬物では減少していた。乱用薬物から見たわが国の薬物乱用状況は、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国

独自型) から欧米型(大麻優位型) に変化してきていることには変わりはない。時代と共に変化して行く薬物乱用状況を迅速に把握するために、本調査を継続的に実施して行くことが必要である。

#### 研究 1-2: 全国的精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査

研究分担者 松本俊彦

国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
室長

乱用・依存の危険の高いベンゾジアゼピン(以下、BZ)系薬剤を同定するための参考情報を得るために、2010年に実施した全国の精神科病床を有する医療施設1,612施設を対象とする薬物関連精神疾患の実態調査(以下、全国病院調査)で得られたデータを用いて、乱用者における各種BZ系薬剤の選択率と、医療機関における各種BZ系薬剤の処方率を比較し、処方率に比べて選択率が高い薬剤の同定を試みた。対象は、病院調査において収集したBZ乱用患者139例であり、文献的対照群として、中島らによる1大学病院におけるBZ処方患者6,777名に関するデータを用い、8種類の短時間作用型BZについて、各種BZ系薬剤の選択率と処方率を比較した。

その結果、triazolam、zolpidem、lormetazepamについては、選択率が処方率よりも有意に高く、brotizolamとrilmazafonについては、選択率が処方率よりも有意に低かった。また、etizolamについては、乱用者の選択率と医療機関における処方率との関係が精神科と一般診療科で異なっていた。

ただし、本研究は対象群の取り方により左右される面があることに留意する必要がある。

#### 研究 1-3: 全国の児童自立支援施設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究

研究分担者 庄司正実

目白大学 人間社会学部 教授

本研究者らは、1994年以降、全国の児童自立支援施設を対象として質問紙および面接により薬物乱用実態を調査してきたが、来年度の全国調査に向

けて、質問紙調査の項目が従来どおりでよいかを確認するために、2定点施設において、面接調査を実施した。調査者数は53人(男性32人、女性21人)で、半構造化面接を用い、薬物乱用状況および薬物乱用への態度を尋ねた。その結果、以下の知見を得た。

男性では2003年以降薬物乱用者は減少傾向を示していた。従来最も乱用者の多かった有機溶剤は2003年の43.9%から今年度3.1%にまで減少していた。覚せい剤乱用は2005年以降男性では認められていない。大麻乱用は今年度6.3%であり2009年11.9%より減少していた。ブタン乱用は2003年および2005年は25%前後、2007年および2009年は10%前後であったが、今回は6.3%であった。女性においても有機溶剤乱用頻度は2003年63.8%から漸減しており、前回2009年32.6%からさらに今回9.5%となった。覚せい剤乱用は2003年から前回2009年まで10%以上であったが今年度は4.8%に減少した。また大麻乱用は2005年以降20%弱であり、今回も19.1%と大きな変化はなかった。ブタン乱用は2007年まで30%から40%台であったが2009年24.5%今年度23.8%であった。男女ともMDMAやコカインなどは用いられていないが、睡眠薬が前述の有機溶剤・大麻・ブタンなどと同様に使用されていた。睡眠薬乱用頻度は、男女それぞれ3.1%と28.6%であり、女性で特に多く認められた。薬物の使用頻度については、特に男性では1回ないし2回程度の機会的薬物使用がほとんどであった。薬物使用に関連する状況としては、精神症状は全体の70%ほどにみられた。また入手方法は他者から譲り受けた者が80%で一番多かった。

以上より入所児童における乱用薬物は現在大麻・ブタン・医薬品が相対的に多く、以前よく見られた有機溶剤および覚せい剤は少なくなっていた。

#### 研究 1-4: 監察医務院における異状死の検案・解剖例からみた薬物濫用・依存等の実態に関する研究

研究分担者 福永龍繁

東京都監察医務院 院長

2002~2011年(平成14~23年)の10年間に行われた東京都監察医務院の検案総数123,443件の

なかで、死因究明のため行政解剖が行われた 26,769 件の薬毒物検査において検出された薬物の測定値及びその件数に関し調査した。10 年間で薬物は 14,044 件より検出された。2011 年の検出薬物では医薬品等が 10 年前から 339 件増加し、1,605 件であった。覚醒剤等は年間 30 件前後が検出された。医薬品等の年間の平均検出数は睡眠導入剤 240 件、抗てんかん剤 54 件、精神神経用剤 260 件であった。ベガタミン成分のフェノバルビタール・塩酸クロルプロマジン・塩酸プロメタジンに関し、測定値の記述統計量とともに測定値の高低と死亡の種類との関連性を調査した。今後、乱用濫用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

#### 研究 1-5：薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究

研究分担者 嶋根卓也

国立精神・神経医療研究センター  
精神保健研究所 薬物依存研究部  
研究員

鎮咳薬など一般用医薬品（OTC 薬と表記）の乱用・依存症例が引き続き報告されている。薬事法改正により OTC 薬の販売制度が大きく変更される中で、薬局における「販売」という視点から、薬物乱用・依存の防止策が論じられることはこれまでになかった。本研究では、OTC 薬の大量・頻回購入の実態の一端を明らかにすること目的に、OTC 薬依存者、チェーンドラッグストア勤務薬剤師、うつ自殺予防対策の「富士モデル事業」における薬剤師連携に携わる薬剤師を対象とする面接調査を実施し、以下の知見を得た。

- 1) 購入時に症状や使用目的を確認する薬剤師の「声かけ」は、大量・頻回購入の抑止力となる可能性がある。
- 2) 現在、努力義務とされている「指定第 2 類医薬品」の対面販売を義務化することで、薬剤師が大量・頻回購入者に積極的に関われる可能性がある。
- 3) OTC 薬の大量・頻回購入時に、薬物乱用・依存のリスクや相談援助機関の情報が記載されたリーフレットを配布することで薬物乱用防止につな

がるかもしれない。

4) 薬剤師（特にチェーンドラッグストア勤務薬剤師）向けの OTC 薬の乱用・依存に関する研修が必要である。しかし、薬局薬剤師の OTC 薬の乱用・依存に関する薬剤師の知識の程度や、現場での実践（大量・頻回購入者への声かけ経験など）に関する量的データは依然として不明であり、疫学調査により実態把握をしながら、研修内容を組み立てることが求められよう。

#### ■研究 2 薬物依存症者に関する制度的社會資源の現状と課題に関する研究

##### 研究 2-1：薬物依存症者と家族の社會資源活用に関する研究－地域格差の視点も含めて

研究分担者 山口みほ

日本福祉大学社会福祉学部 准教授

薬物依存症者の社会生活支援に活用し得る制度的社會資源を、精神障害者福祉手帳取得を前提とするサービスを中心に具体的に把握すること、また、薬物依存症者の社會資源活用を支援するソーシャルワーク過程を明らかにすること、の 2 点を目的として、①政令指定都市の作成するホームページや冊子・パンフレット等の情報からの、障害者手帳の取得によって利用可能となるものを中心とする障害者向けの制度的社會資源の抽出、②昨年 5 名のソーシャルワーカーへの薬物依存症者の社会生活支援に関するインタビュー・データの分析結果から作成した、薬物依存症者の社会生活支援に関わるソーシャルワーク・プロセス・モデルの修正、のふたつの調査・研究を行なった。結果、①身体・知的障害者に比べ、精神障害者の活用可能な資源は少ない現状があるが、さらに障害者手帳の所持を前提としているがために、手帳の取得が困難な依存症者にとっては実質的に利用できる社會資源が限定される。また、各市のサービスは種類・対象者の範囲・内容等に格差がある。一方で、あまり活用されていない資源の中に、薬物依存症者も活用可能と思われるものが存在していた。また、②薬物依存症者に対するソーシャルワーク過程は、反社会的側面のみがとらえられるがちな薬物依存症を「疾病」として受け止めた後、あえて

当事者・家族の持つ「薬物依存症」以外の課題やニーズに目を向けることで資源を動員する、というように、意図的に問題把握のリフレーミングを繰りかえすところに特色がみられるが、そこで用いられるのは特殊なものではなく、基本的なソーシャルワークの価値・知識・技術であった。

#### 研究 2-2：薬物依存症者の社会復帰を目的とした制度の重なりに関する研究

研究分担者 宮永 耕  
東海大学 健康科学部社会福祉学科  
准教授

平成 18 年度より施行された障害者自立支援法（平成 17 年法律 123 号）は、その施策の対象となる薬物依存者の治療および社会復帰にも今日大きく影響するところとなっている。1980 年代以降の歴史的経過からみれば、司法及び医療による施設内処遇の外側で、民間の自主的な自助活動として始まった DARC (Drug Addiction Rehabilitation Center : 以下、ダルク) を代表とする回復援助施設は、1990 年代に地域での精神障害者施策の一部に組み入れられることをきっかけに、地域作業所やグループホームといった形で補助金対象事業に順次編入され、その全国的な拡大と合わせて、障害者自立支援制度のなかにあってはサービス提供事業所（プロバイダ）の役割を負って運営されるようになってきた。

今年度は、現在進行する障害者制度改革や刑事施設出所後の保護観察制度等の改正案などの動向が現場でどのような問題となって表れているのか、その課題は何かということについて、数ヶ所のダルクスタッフに協力を依頼して実施したヒアリング調査をとおして予備的に検討した。

その結果、①障害者自立支援法への移行は、今年度末を一つの期限として進められてきており、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態モデルが定まりつつも、実際には多様な可能性がある。②自立支援制度以外の行政施策との関わりも試行されつつあり、今後ダルク利用者のニーズに応じた連携のあり方も検討されていく必要がある。③生活保護受給者の拡大と共に、地域の生活保護実施機関との細部にわたる調整も行われているが、自治体間の運用上の差異はなくなっていない。④

薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予制度」の導入はダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性をもっている。⑤ダルク施設の増加が続く中でスタッフは各地で求められており、加えてより多くの社会資源や制度と関わる事が不可避なスタッフにとって、12 ステッププログラムの実践に加えた、実務上必要な援助技術や制度等に関する知識についての研修機会が求められていることが理解された。

#### 研究 2-3：薬物依存症者をもつ家族に対する心理教育プログラムの開発と評価に関する研究

研究分担者 近藤あゆみ  
新潟医療福祉大学  
社会福祉学部社会福祉学科 准教授

平成 22 年度に作成した 4 種類の教材を用いて、家族会参加者を対象にプログラムを実施し、その理解度及び有効性等を検討するためのアンケート調査を実施した。対象は、横浜ひまわり家族会参加者（延べ人数 126 名）、NPO 法人ドムクス家族会参加者（延べ人数 103 名）、琉球ガイア家族会参加者（延べ人数 74 名）であり、家族心理教育プログラムを実施した後、自記式のアンケート調査への協力を依頼した。

その結果、以下の結果を得た。家族のプログラムに関する主観的理解度については、4 種類のどの教材についても、「ある程度理解できた」や「かなり理解できた」の割合が高く、全体でみると約 9 割を占めていたことから、一定の理解が得られたものと思われる。それぞれの内容に関連する要望事項等についての自由記述回答をみると、時間が足りない、一度では不十分などの感想があり、理解度を高めるためには、繰り返し学習することが役立つものと思われる。また、具体的な例を挙げて欲しいという要望も多かったことから、実施者はこの点に留意してプログラムを実施することが必要である。本人に対する適切な対応に関連する内容のプログラムでは、ロールプレイなど少人数で実際にやってみる時間を多くとって欲しいとの要望が多く、これらに十分時間をかけることも

理解を深めることに役立つであろう。また、これまで「突き放し」を学んできた家族の中には、本プログラムのように積極的に本人の治療回復に家族が関わろうとする姿勢に戸惑いを感じる者もいることから、そのような場合は、「突き放し」の考え方と整合性がとれるような丁寧な説明が必要となろう。有効性については、4種類のどの教材についても、「ある程度役に立つ」「かなり役に立つ」「非常に役に立つ」の割合が高く、全体でみると9割を超えていたことから、一定の有効性が示されたといえる。それぞれの内容がどのように役立つかという質問に対する自由記述回答をみると、薬物依存症を理解する内容については、これまで家族会等で継続的な支援を受けてきた者の割合が高いためか、既に理解していたことを改めて整理できたという内容が多かった。その他に多かったのは、薬物問題を本人の立場からみられるようになった、薬物依存症に対する理解が進んだことによって本人に対してどのように接するのがよいかわかったという内容であった。これは、プログラムの内容が、ただ単に薬物依存症という障害に関する知識を付与するのみでなく、その知識に基づいて、本人の立場に立ってみたり、家族が本人にできることについて考えてみたりするものとなっているためであると思われる。本人に対する適切な対応に関する内容については、本人に対するコミュニケーションを具体的に変えていくことに役立つ、長い回復の道のりの中で家族が直面する様々な課題について具体的な示唆が得られたという内容が多かったが、それに加えて、本人のみならず、家族が周囲の人と上手につきあうために役立つという内容も複数みられた。家族のセルフケアに関する内容については、とかく後回しになりがちなセルフケアに対して目を向けることの重要性が認識されたという回答が多かった。家族が十分なセルフケアができるようになるためには、まず、その意義を理解できるようになることが重要である。

#### 研究2-4：司法関連施設における少年用薬物乱用防止教育ツールによる介入効果とその普及に関する研究

研究分担者 松本俊彦  
国立精神・神経医療研究センター

精神保健研究所 薬物依存研究部  
室長

自習用ワークブック『SMARPP-Jr.』の臨床応用の一環として、薬物乱用問題を持つ成人女性の刑事施設被収容者135名に対して自習ワークブックと教育プログラムを実施し、薬物の誘惑に抵抗できる自信、問題認識の深度や援助に対する必要性の認識に関する評価尺度の得点変化を検討した。

本ワークブックによる自習プログラムを含む介入を実施した結果、女性薬物乱用者における効果は、成人男性を対象とした先行研究に比べると明確なものとはいえず、薬物問題の重症度と介入効果との関係も直線的なものではなかった。女性の場合には、併存する精神医学的問題やトラウマ関連問題を抱える薬物乱用者が少なくなく、薬物問題の重症度だけでは分類しきれない、不均質な集団である可能性が高いと考えられる。今後はこうした問題を考慮した、多次元的な類型分類にもとづいた検討が必要と思われる。

#### (倫理面への配慮)

本研究のすべては、各施設での倫理委員会に諮った上で実施した。

### C. 考察

#### 研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

##### 1. 調査の位置づけ

本調査研究は、わが国の薬物乱用・依存に関する意識・実態把握と、新たな乱用物質の迅速な把握システムの構築・維持を目的としている。

本研究グループでは、調査に要する費用と調査される側の各種負担を考慮し、各種調査を原則的には隔年ごとに繰り返す形を採用している。その結果、ひとつは①「薬物使用に関する全国住民調査」（以下、全国住民調査）を実施し、他の調査に関しては、既存の調査結果を再分析したり、他国での類似の調査システムを調査したりしながら、次年度への準備をする年度であり、もうひとつは、②「薬物乱用に関する全国中学生意識・実態調査」（以下、全国中学生調査）、「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」（以下、全国精神科病院調査）、「全国の児童自立支援施

設における薬物乱用・依存の意識・実態に関する研究」（以下、全国児童自立支援施設調査）の実施を主とする年度である。今回の2年間に渡る研究では、上記②の調査研究に、「薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握に関する研究」を加えた。

本年度は上記の①の年度に当たる。

本研究では、これまで度々指摘してきたように、そもそも、この種の調査結果は乱用・依存者の絶対数を表すものではない。それはいかなる方法を探ろうとも不可能なことである。しかし、重要なことは、トレンドの把握であり、そのための調査の継続である。幸い、本グループによる一連の調査は国際的にも評価されており、1999年には米国の National Institute on Drug Abuse の医学部門より、2002年にはタイ王国の Office of the Narcotic Control Board, Office of the Prime Minister 主催による会議に、また、2005年、2006年には台湾の Department of Health 主催による国際会議に、2010年には台湾の Department of Justice 主催による国際セミナーに、2011年には台湾の国立中正大学主催による国際会議での講演を招聘されてきている。

## 2. 量的調査の方法論的問題

量的調査の実施上、最も重要なことは、対象のサンプリング法と回答率の維持・向上である。

「住民調査」では、1995年以来、層化二段無作為抽出法を用いており、サンプリング法としては問題ないと考えられる。また、回収率は調査の実施法にかなり規定されるが、「全国住民調査」では、戸別訪問留置法を採用しており、回収率は1995年の78.9%を最高に、1997年で75.6%、1999年で75.8%、2001年で71.5%、2003年で71.3%と、減少傾向を示しながらも、毎回70%台を維持してきた。しかし、2005年調査では61.9%と初めて70%台を切り、大幅にダウンしてしまった。その原因としては、①そもそも、個人情報の秘密保持の意識が年々高まっており、調査そのものへの「拒否」率が増加する傾向にあるが、特に2005年調査では、②「住民基本台帳ネットワークシステム」の導入、「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが社会的関心事となり、国民の個人情報秘密保持意識がこれまで以上に高まったことが推定される。また、③「住民基本台帳の閲覧制度」の見直しが各自治体

レベルで進められており、「閲覧」のための申請法等がずいぶんと複雑化したと同時に、自治体側の新制度への不慣れも重なり、住民基本台帳の閲覧自体がスムーズに進まなかったのも事実である。

2007年調査では、自治体側も新制度への対応にはそれなりに慣れたようで、住民基本台帳の閲覧上の問題はほとんどなかったが、最終的に回収率は59.0%とついに60%を切ってしまった。結局、年々高まる調査そのものへの「拒否」率増加は時代の流れとしか言いようがない。

ところが、2009年調査では、回収率が64.3%と大幅に上昇した。その最大の原因是、2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題等、薬物問題が社会問題化していたところに、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題が起き、それが一大社会問題として連日マスメディアを賑わした直後の調査の実施であったということができそうである。2007年調査では約11%にしか過ぎなかったMDMAの呼称周知率が2009年調査では約48%にまで急上昇し、2007年調査では約88%であった大麻の呼称周知率が2009年調査では約94%にまで上昇していた事実は、2009年8月の芸能人による連続した薬物問題事件とそれを報じ続けたマスメディアの影響力の大きさを改めて実感させるものであった。今回の2011年調査での回収率63.0%であり、2009年のマスメディア情報の影響以降、薬物問題がそれ以前よりは日常的に国民の关心事として持続している感がある。2012年1月には、「合法ハーブ」問題が連日マスメディアで報道されたが、これは本調査実施の後のことであり、本調査の回収率には影響は及ぼしていない。

この回収率の上昇に関係しそうな要因がもう一つある。それは、調査対象の年齢制限である。従来、本調査は年齢の上限をつけない15歳以上の者を対象としてきた。しかし、2007年調査の結果では、「調査不能ケース」の割合は60歳以上の対象者で12~13%と年代別では最も高いと同時に、回収できた全ケースの約22%は65歳以上の者が占めていたという事実があった。すなわち、我が国の高齢化により、対象の少なからぬ部分が65歳以上の者になってしまい、その部分での回収率は悪かったという結果であった。そもそも、薬物問題は若年者～青年を中心とした問題であることを考えると、年齢上限を定めた方が「現実的」であり、

かつ、調査費用効率も良いと考えられるため、2009年調査から対象年齢の上限を定めて、15歳以上64歳以下とした。このことも、回収率向上に貢献したのではないかと推定している。

ただし、この年齢の上限設定により、2009年調査以降の結果は、従来の本調査とは対象が異なるため、結果の単純比較は出来なくなつたことは確かである。しかし、今後も年齢の上限を64歳以下とすることで、現実的かつ経済効率の良い調査になつてゆくことが期待できる。

また、この「住民調査」では、1999年に若干の調査票の改変がなされ、2001年には更に改変がなされた。内容的には、この2001年調査でほぼ完成されたと考えているが、2003年にはさらに「答えやすさ」を考慮した少々の改善を図った。2005年調査では2003年調査の調査用紙での聞き方に些細な改変を加えた個所が2個所あるが、事実上は2003年調査の質問紙と同じであった。2007年調査では、2005年調査の内容から、有機溶剤乱用が増えているかどうかという問い合わせ削除し（減少傾向が明らかと思われたため）、違法ドラッグ（いわゆる脱法ドラッグ）の呼称についての周知度についての問い合わせを追加した。その結果、違法ドラッグ名の周知度は極めて低いことが判明し、2009年調査では、違法ドラッグ名の周知度調査項目は削除した。ただし、2009年調査では、昨今の禁煙エリアの拡大を考慮して、「禁煙しようかと考えた大きな理由は何ですか？」という設問の回答選択肢に「吸える場所が少なくなってきたから」を追加している。今回の2011年調査の調査項目は2009年調査の項目と同じである。

また、薬物乱用・依存状況の把握には、可能ならば何らかの生物学的マーカーを用いた調査が最適である。そのため、当主任研究者は、かつて第三次救急医療センター受診者の尿・血液からの薬物検出調査を組織したことがあったが、各施設でのマンパワー不足により、結果的に断念せざるを得なかつた。そこで、2007年以降、一連の本研究では、東京都監察医務院の協力を得て、監察医務院が関与した異状死例における薬物検出の実態把握調査を行うことにした。

## 研究2 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価

## 研究

### 1. 研究の位置付け

薬物乱用・依存が医療面に限らず社会のあらゆる分野に影響を及ぼしている事は論を待たない。そのため、わが国では「ダメ！ゼッタイ」をスローガンに強力な一次予防対策が続けられている。

しかし、本主任研究者らによる調査によれば、薬物関連精神障害者の約75%の者はすでに薬物を乱用している友人・知人から「勧められて」薬物の乱用を開始していた。この事実は、真の薬物乱用防止のためには、強力な一次予防と共に、二次予防（早期発見・早期治療）・三次予防（薬物依存からの回復と社会復帰）を推進することによって、新たな薬物乱用者を誘い込む可能性のある薬物乱用・依存者を減らさない限り、新たな薬物乱用者が繰り返し生まれてくることを物語っている。

平成10年の「薬物乱用防止5か年戦略」、平成15年の「薬物乱用防止新5か年戦略」において、二次予防・三次予防の重要性が指摘され、平成20年の「第3次薬物乱用防止5か年戦略」では、二次予防・三次予防の重要性が益々重要視されたにも関わらず、実際には実効的対策はほとんどられておらず、結果的に薬物依存症治療及び社会復帰策に限れば、わが国は先進諸国の中で、最貧国と言っても過言ではない状況のままである。それが原因の全てではないにしても、結果として、覚せい剤事犯検挙者の再犯率は59.1%（2010年）と高い。

本研究では、薬物依存症とは「精神保健福祉法」第5条で定義された精神障害であるという前提に立って、わが国の二次予防・三次予防策上重要であると考えられる、制度的・社会資源の現状とその問題点、司法関連施設における薬物再乱用防止の具体的介入方法の開発とその実施、「薬物乱用防止新5か年戦略」「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」でも謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策を研究課題とした。

### 2. 結果から指摘される課題

制度的・社会資源の現状として、今回の調査研究により明らかになった点は下記の通りである。

- 1) 身体・知的障害者に比べ、精神障害者の活用可能な社会生活支援に活用し得る制度的・社会資源はそもそも少ない現状にあるが、それら

の利用前提として精神障害者福祉手帳の取得が前提となり、手帳の取得が困難な薬物依存症者にとっては、実質的に利用できる社会資源はますます限定される。

- 2) また、各市のサービスは種類・対象者の範囲・内容等に格差がある。
- 3) 障害者自立支援法への移行は、今年度末を一つの期限として進められてきているが、それに併せて、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態も変化してきた。ただし、ダルクというものの本質が自立支援制度内の運営形態にそもそも添うものかどうかという本質的問題がある。
- 4) 薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予制度」の導入は、ダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性をもっている。
- 5) ダルク施設の増加が続く中で、スタッフはより多くの社会資源や制度と関わる事が不可避となっており、実務上必要な援助技術や制度等に関する知識についての研修機会が求められている。

また、本研究では、平成22年度に作成した4種類の家族心理教育プログラムを家族会参加者に実施し、その理解度及び有効性等を検討したが、主観的理解度は約9割と高く、その有効性評価も約9割と高いことから、本プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止5ヵ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えている。

#### D. 結論

薬物乱用・依存対策の立案・評価の際の基礎資料に供するために、薬物乱用・依存等の実態を把握し、同時に、薬物依存症に対して、「医療モデル」「福祉モデル」としての取り組みを強化するために、現行の保健・社会福祉制度等、制度的社会資源の運用実態とその問題点の明確化を図るとともに、薬物依存症者をもつ家族に対する家族支援プログラムを開発し、その有効性を評価した。

#### ■研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究

全国住民調査では、2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題の報道により、薬物乱用・依存問題に対する世論の関心が高まり、2009年調査では回収率が上昇すると共に、大麻、MDMAの周知度が急上昇したが、今回の2011年調査では、回収率の維持ができたとともに、これらマスメディア報道の影響が未だに影響を及ぼしている可能性を示唆する結果が多々見られる結果であった。ただし、2009年調査に比べて、生涯被誘惑率はすべての薬物で減少しており、生涯経験率も覚せい剤、MDMA以外の薬物では減少していた。

2010年実施の全国精神科病院調査の結果から、乱用・依存の危険の高いベンゾジアゼピン系薬剤の同定を試みた。その結果、triazolam、zolpide m、lormetazepamが候補に挙がったが、対象群の取り方により結果が左右される面もあり、今後のさらなる調査が必要である。

全国児童自立支援施設調査では、入所児童における乱用薬物は、現在、大麻・ブタン・医薬品が相対的に多くなっており、以前よく見られた有機溶剤および覚せい剤は少なくなっていた。

監察医務院調査では、2002～2011年（平成14～23年）の10年間で、覚醒剤等は年間30件前後の検出で一定していたが、医薬品等が10年前より339件増加し、1,605件であった。医薬品等の年間の平均検出数は睡眠導入剤240件、抗てんかん剤54件、精神神経用剤260件であった。乱用濫用防止に繋げるためにも、薬毒物の検査システムの充実と共に監察医制度のような死因究明制度の全国的展開が期待される。

薬剤師を情報源とする医薬品乱用の実態把握調査では以下のことが指摘された。①購入時に症状や使用目的を確認する薬剤師の「声かけ」は、大量・頻回購入の抑止力となる可能性がある。②現在、努力義務とされている「指定第2類医薬品」の対面販売を義務化することで、薬剤師が大量・頻回購入者に積極的に関われる可能性がある。③OTC薬の大量・頻回購入時に、薬物乱用・依存のリスクや相談援助機関の情報が記載されたリーフレットを配布することで薬物乱用防止につながるかもしれない。④薬剤師（特にチェーンドラッグス

トア勤務薬剤師) 向けの OTC 薬の乱用・依存に関する研修が必要である。

以上、乱用薬物から見たわが国の薬物乱用状況は、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化してきてることには変わりはない。特に、この数年では医薬品の乱用・依存が相対的に目立ってきており、その実態把握と対策が必要である。

## ■研究2 薬物依存症者に関する制度的・社会資源の現状と課題についての研究と再乱用防止のための治療的プログラムの開発・評価研究

身体・知的障害者に比べ、精神障害者の活用可能な社会生活支援に活用し得る制度的・社会資源はそもそも少ない現状にあるが、それらの利用前提として精神障害者福祉手帳の取得が前提となり、手帳の取得が困難な薬物依存症者にとっては、実質的に利用できる社会資源はますます限定される。

また、各市のサービスは種類・対象者の範囲・内容等に格差がある。

障害者自立支援法への移行は、今年度末を一つの期限として進められてきているが、それに併せて、自立支援制度給付を受けるダルクの運営形態も変化してきた。ただし、ダルクというものの本質が自立支援制度内での運営形態にそもそも添うものかどうかという本質的問題がある。

薬物事犯者を対象とする「刑の一部執行猶予制度」の導入は、ダルクの活動に影響を与えるが、地域支援における社会資源としてダルクが適切に位置付けられれば、これまで以上に薬物依存者の支援において機能する可能性をもつている。

ダルク施設の増加が続く中で、スタッフはより多くの社会資源や制度と関わる事が不可避となっており、実務上必要な援助技術や制度等に関する知識についての研修機会が求められている。

また、本研究では、平成22年度に作成した4種類の家族心理教育プログラムを家族会参加者に実施し、その理解度及び有効性等を検討したが、主観的理解度は約9割と高く、その有効性評価も約9割と高いことから、本プログラムを行政的に全国に広めて行くことが、「第三次薬物乱用防止5カ年戦略」で謳われている薬物依存・中毒者の家族に対する具体的支援策になるのではないかと考えられる。

と考えられる。

## E. 健康危険情報

【研究1 薬物乱用・依存等の実態把握に関する研究】の結果自体が健康危険情報であるが、緊急を要するものはない。

## F. 研究発表

### 1. 著書

- 1) 和田清、尾崎茂、近藤あゆみ、嶋根卓也：I 物質依存 2. わが国の物質乱用・依存の疫学と動向. (編) 福居顕二. 専門医のための精神科臨床リュミエール 26. 中山書店、東京、pp. 14-27. 2011.
- 2) 近藤あゆみ：薬物依存症者の家族がもつ多様なニーズを満たすための家族心理教育プログラム開発に関する研究—薬物依存症者をもつ家族の支援を行う関係機関職員を対象とした調査結果からー. 新潟医療福祉大学社会福祉学部. 社会福祉の可能性. 相川書房. 新潟. pp. 3-12. 2011.

### 2. 論文発表

- 1) 和田 清、小堀栄子：薬物依存と HIV/HCV 感染－現状と対策－. 日本エイズ学会誌 13:1-7. 2011
- 2) 和田 清、嶋根卓也、船田正彦：わが国における薬物乱用・依存の最近の特徴. 日本社会精神医学会雑誌 20:407-414. 2011
- 3) 嶋根卓也：思春期における薬物乱用の実態と対策. 産婦人科治療 103:144-150. 2011
- 4) 嶋根卓也：思春期における薬物乱用の実態と予防. 思春期学 29:13-18. 2011
- 5) 嶋根卓也：薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究:埼玉県薬剤師会雑誌 37:17-21. 2011
- 6) 嶋根卓也：薬剤師から見た向精神薬の過量服薬. 精神科治療学 27:87-93. 2012
- 7) Matsumoto T, Chiba Y, Imamura F, Kobayashi O, Wada K: Possible effectiveness of intervention using a self-teaching workbook in adolescent drug abusers detained in a juvenile classification home. Psychiatry and Clinical Neurosciences 65: 576-583. 2011
- 8) 松本俊彦、尾崎 茂、小林桜児、和田 清：わ

- が国における最近の鎮静剤（主としてベンゾジアゼピン系薬剤）関連障害の実態と臨床的特徴—一覚せい剤関連障害との比較—. 精神神経学雑誌 113:1184-1198. 2011
- 9) 松本俊彦:薬物依存臨床から見えてくる精神科薬物療法の課題—「全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査」の結果より—. 精神科治療学 27:71-79. 2011
- 10) 松本俊彦, 今村扶美, 小林桜児, 和田 清, 尾崎士郎, 竹内良雄, 長谷川雅彦, 今村洋子, 谷家優子, 安達泰盛: PFI (Private Finance Initiative) 刑務所における薬物依存離脱指導の効果に関する研究: 自習ワークブックとグループワークによる介入—第1報—. 日本アルコール・薬物医学会誌 46:279-296. 2011
- 11) 小林桜児, 松本俊彦, 今村扶美, 和田 清, 尾崎士郎, 竹内良雄, 長谷川雅彦, 今村洋子, 谷家優子, 安達泰盛:PFI (Private Finance Initiative) 刑務所における薬物依存離脱指導の効果に関する研究: 自習ワークブックとグループワークによる介入—第2報: 重症度別による効果の分析—. 日本アルコール・薬物医学会誌 46:368-380. 2011
- 12) 松本俊彦:認知行動療法を取り入れた包括的外来治療プログラムの必要性. 日本社会精神医学会雑誌 20:415-419. 2011
- 13) 松本俊彦:依存・嗜癖における強迫性・衝動性と薬物療法. 精神神経学雑誌 1133:999-1007. 2011
- 14) 松本俊彦, 嶋根卓也, 尾崎 茂, 小林桜児, 和田 清:乱用・依存の危険性の高いベンゾジアゼピン系薬剤同定の試み: 文献的対照群を用いた乱用者選択率と医療機関処方率に関する予備的研究. 精神医学 54:201-209. 2012
- 15) 庄司正実:児童自立支援施設における薬物乱用の動向. 日本社会精神医学会雑誌 20:393-398. 2011
- 16) 森田展彰, 岡坂昌子, 谷部陽子, 近藤あゆみ, 高橋郁絵, 岩井喜代仁, 栗坪千明, オーバーヘイム・ポール, 福島ショーン, 鈴木文一, 小松崎未知:薬物問題を持つ人の家族に対する心理教育プログラムの研究—長期的な再発防止・回復にむけた家族のスキルトレーニングー. 日本アルコール問題関連学会雑誌 13:149-158. 2011
3. 学会発表
- 1) Kiyoshi Wada: The History and Current State of Drug Abuse in Japan. The First Asian Pacific Conference on Substance Abuse and Prevention/Treatment. 國立中正大學大禮堂國際會議廳(台灣). 國立中正大學、國立成功大學、國家衛生研究院. 2011. 5. 26-27.
- 2) 嶋根卓也, 松本俊彦, 和田 清: 薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究. 平成23年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋
- 3) 松本俊彦, 嶋根卓也, 尾崎 茂, 小林桜児, 和田 清: 亂用・依存の危険性の高いベンゾジアゼピン系薬剤同定の試み: 文献的対照群を用いた予備的研究. 平成23年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋
- 4) 嶋根卓也、松本俊彦、和田清：調剤レセプトを通じて把握された向精神薬の重複処方の実態について、第17回埼玉県薬剤師会学術大会、埼玉、2011. 11. 6.
- 5) 嶋根卓也, 松本俊彦, 和田 清: 薬局薬剤師を情報源とする向精神薬の乱用・依存の実態把握に関する研究. 平成23年度アルコール・薬物依存関連学会合同学術総会, 2011. 10. 15, 名古屋
- 6) 山口みほ:「回復を目指す薬物依存症者の社会生活を支援するソーシャルワーク過程」日本社会福祉学会第59回秋季大会自由研究発表A医療保健・医療福祉1、淑徳大学千葉キャンパス、2011年10月8日
- G. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む）  
なし

分担研究報告書  
(1-1)

平成23年度厚生労働科学研究費補助金(医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究事業)  
分担研究報告書

飲酒・喫煙・くすりの使用についてのアンケート調査(2011年)

通称：薬物使用に関する全国住民調査(2011年)

分担研究者 和田 清(国立精神・神経センター精神保健研究所薬物依存研究部長)

研究協力者 嶋根卓也(同研究部研究員)、小堀栄子(同研究部流動研究員)

**研究要旨** わが国の飲酒・喫煙・医薬品をも含めた薬物使用・乱用・依存状況を把握するために、住民基本台帳から層化二段無作為抽出法(調査地点数：350)により選ばれた全国の15歳以上64歳以下の5,000人に対して、戸別訪問留置法による自記式調査を実施した。調査期間は2011年9月15日～9月25である。回収数及び有効回答数は、3,148(63.0%)及び3,127であった。【飲酒】① 生涯経験率(これまでに1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で95.2%(2009年調査では95.1%以下同じ)、女性で94.6%、(94.3%)、全体で94.9% (94.7%) であった。(以上、補正值)。② 1年経験率(この1年間で1回でも飲酒したことのある者の率)は、男性で88.9%(88.5%)、女性で81.9%(79.2%)、全体で85.3%(83.7%) であった。(以上、補正值)。③ 飲酒の機会、禁酒経験等、わが国の飲酒はライフ・サイクルと深く結びついており、飲酒問題を論じる際には、飲んだことがあるかないかを基準にしても、さほど意味がなく、機会、頻度、量等の質的要因を考慮する必要があることが示唆された。【喫煙】① 生涯経験率は、男性で81.3%(83.0%)、女性で50.2%(50.1%)、全体で65.2%(66.1%) であった。(以上、補正值)。② 1年経験率は、男性で43.4%(48.9%)、女性で16.2%(16.4%)、全体で29.3%(32.2%) であった。この1年経験率は過去最低の記録であった。(以上、補正值)。③ 年代別に見た生涯経験率、1年経験率共に、10歳代、20歳代(特に20歳代)での経年的減少傾向が顕著であった。【医薬品】① 常備薬としての常備頻度は、①風邪薬67.4%、②胃腸薬55.7%、③目薬54.4%、④湿布薬54.2%、⑤鎮痛薬45.4%の順に頻度が高かった。② この1年間に1回でも使用したことのある医薬品としては、①風邪薬63.8%(64.7%)、②鎮痛薬58.6% (58.2%)、③目薬50.0% (53.3%)、④湿布薬43.7% (43.3%)、⑤胃腸薬40.4% (43.0%) の順で頻度が高かった。③ 鎮痛薬、精神安定薬、睡眠薬をこの1年間に使用したことのある者の割合は、鎮痛薬で58.6%(58.1%)、精神安定薬で5.6%(7.1%)、睡眠薬で5.6%(6.5%) であった(補正值)。④ 鎇痛薬、精神安定薬、睡眠薬の使用に関しては、明かな問題点は見あたらなかったが、今後もモニタリングが必要である。【違法薬物】① 生涯被誘惑率(これまでに1回でも誘われたことのある者の率)は、有機溶剤で2.9%(3.6%)、大麻で2.0%(2.8%)、覚せい剤で0.9%(1.2%)、コカイン:0.2(0.4%)、MDMA:0.2(0.6%)、ヘロイン:0.2%(0.1%) の順に高かった。また、これら6種のうちのいずれかの薬物の使用への生涯被誘惑率は4.6%(6.4%) であり、有機溶剤を除いたいのいずれかの生涯被誘惑率は2.8%(4.1%) であった。経年的にはすべての薬物において2009年調査よりは減少していた。② 1年被誘惑率(この1年間で1回でも誘われたことのある者の率)は、従来通り値が低すぎて、評価できなかった。③ 生涯経験率(これまでに1回でも乱用したことのある者の率)は、有機溶剤で1.6%(1.9%)、大麻で1.2%(1.4%)、覚せい剤で0.4%(0.3%)、MDAMで0.1%(0.2%) であり、コカイン、ヘロインでは統計誤差内であった。また、これらのうちのいずれかの薬物の生涯経験率は、2.7(2.9%) で、有機溶剤を除いたいのいずれかの薬物の生涯経験率は1.5(1.7%) であった。2009年調査との比較では、覚せい剤、MDMA、「いずれかの薬物」は横ばいであったが、それ以外の薬物では減少傾向にあった。生涯経験率のピークは30歳代と50歳代との2峰性であったが、有機溶剤は両年代で高いものの、50歳代では大麻は高くはなく、年代による使用経験薬物の違いが示唆された。30歳代では、有機溶剤で2.4%、大麻で2.0%、覚せい剤で0.9%、MDMAで0.6%であり、何らかの薬物では4.4%、有機溶剤を除く何らかの薬物では2.47%であることを考えると、全体での生涯経験率の低さを単純に楽観視すべきではない。④ 1年経験率(この1年間に1回でも乱用したことのある者の率)は、値が小さ過ぎ、すべての薬物について

統計誤差内であった。⑤ 「覚せい剤」の周知度は90%と高かった。以下、「シャブ」>「スピード」>「ピロポン」>「エス」と続くが、「スピード」は20~30歳代で知られており、「エス」は10~30歳代で知られているのに対して、「ピロポン」は年代が高いほど知っているというように、呼称の周知度は年代とともに変わっていた。薬物乱用防止教育、啓発活動等に際しては、この点に考慮する必要がある。また、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題のマスメディアでの報道の影響と思われるが、その周知度が2009年調査で急上昇した「大麻」「MDMA」の周知度は、それぞれ、93%、47%と2009年の周知度を維持していた。⑥ 違法性薬物の入手可能性については、有機溶剤のみが入手可能群（「簡単に手に入る」+「少々苦労するが、なんとか手に入る」）が入手不可能群（「ほとんど不可能」+「絶対不可能」）を上回っていた（生データ）。この結果は従来通りであった。この入手可能性を年代的に見ると、30歳代を除くすべての年代で、すべての薬物について、その入手可能性が低下していたにも関わらず、30歳代では大麻を除くすべての薬物についての入手可能性が上昇しており、30歳代での生涯使用率の高さをも考えると、30歳代が今日的ハイリスク年代の可能性がある。⑦ わが国の薬物乱用・依存状況が多くの国に比べて良好を保ってきた背景には、違法精神の高さがあると思われるが、本年度の調査でも、その傾向は保たれていた。2009年調査で危惧された、10歳~20歳代における違法精神の低下については、今回の調査では、この年代で最も高まる方向に変化していた。⑧ 違法薬物乱用防止の教育・啓発が進み、同時に、取締の強化が図られれば図られるほど、回答者側での「正直に答えたたくない」という心理的バイアスが高くなり、本調査のような方法論による調査の結果は、実際の状況よりはますます低い結果を示す特質にあることは否めない。しかし、この種の調査では本研究で採用した調査法が国際的に認知された調査法であると同時に、それ以外の調査方法が事実上ないことも現実である。地味ながら、今後も本調査を継続してゆく必要がある。

**【結論】** 2007年秋のリタリン問題、2008年秋の角界及び大学生による大麻乱用問題、2009年8月の芸能人によるMDMA、覚せい剤乱用問題の報道により、薬物乱用・依存問題に対する世論の関心が高まり、2009年調査では回収率が上昇すると共に、大麻、MDMAの周知度が急上昇したが、今回の2011年調査では、回収率の維持ができたとともに、これらマスメディア報道の影響が未だに影響を及ぼしている可能性を示唆する結果が多々見られる結果であった。ただし、2009年調査に比べて、生涯被誘惑率はすべての薬物で減少しており、生涯経験率も覚せい剤、MDMA以外の薬物では減少していた。乱用薬物から見たわが国の薬物乱用状況は、従来の有機溶剤優位型（途上国型ないしは我が国独自型）から欧米型（大麻優位型）に変化してきていることには変わりはない。時代と共に変化していく薬物乱用状況を迅速に把握するために、本調査を継続的に実施して行くことが必要である。

#### A. 研究目的

薬物乱用・依存問題は各国にとって深刻な問題となっている。戦後のわが国での歴史は、覚せい剤、有機溶剤の乱用・依存問題との戦いであり、特に覚せい剤の三度にわたる乱用期を基準に考えられてきた歴史がある。終戦後という混乱した時代に発生した第一次覚せい剤乱用期、オイル・ショックに象徴される経済不況による第二次覚せい剤乱用期を経て、1990年頃からは、国際化の実質化としての乱用薬物の多様化が顕著となり、バブル経済の破綻後の1995年以降は、第三次覚せい剤乱用期となつた<sup>9)14)</sup>。しかし、第三次覚せい剤乱用期が始まって、既に15年余りが経過しており、その間の乱用状況の変化は著しい<sup>20)</sup>。

薬物乱用・依存問題は時代・社会の変化と共に刻々と変化しており、その対策もその時々の実情に即したものでなければならない。そのためには、乱用・依存の実態を経年的に把握する多面的な疫学的調査が必須である。しかも、医薬品が乱用されることもあることを考えると、違法性薬物のみならず医薬品をも含めた使用の実態把握が必要である。

本調査は、薬物使用・乱用に関して存在する幾つかの経年的全国調査の中の一つであるが、全国の一般住民を対象とした薬物乱用・依存の実態把握調査としては、わが国唯一・最大のものである。この住民調査は、厚生労働科学研究費補助金により実施してきた。1992年には千葉県・市川市